

ステップ1 登録キットをお選び下さい。(キットには35ドルの登録料が含まれています)

キット	価格	PV	キット -または-	価格	PV
ナチュラルソリューション登録 キット	60200990 \$715.00	400	IPC 紹介パケット※	32000101 \$35.00	0
ホームエッセンス登録 キット	60200993 \$357.50	225	追加製品		
ファミリーウェルネス登録キット	60200992 \$357.50	225			
クレンジ&リストア登録キット	60200991 \$318.50	175			
ファミリーエッセンス登録キット	60200989 \$195.00	110			
アロマタッチ登録キット	60200988 \$195.00	100			

※登録キットを購入しない場合は「IPC紹介パケット」をお選び下さい。また、キットに追加したい製品がありましたら、「IPC紹介パケット」の下のその他の欄にご記入下さい。

ステップ2 ロイヤルティ・リワード注文を選択して下さい(オプション)

リワード・ポイント (ロイヤルティ・リワードプログラムに参加されますと、PVの合計の数%を獲得することができ、製品と無料で交換できます。)

1ヶ月-3ヶ月	4ヶ月-6ヶ月	7ヶ月-9ヶ月	10ヶ月-12ヶ月	13ヶ月以上
10%	15%	20%	25%	30%

注文内容: _____ \$ _____

ロイヤルティ・リワード注文の発送日 _____ (1 - 28日)

注意:ロイヤルティ・リワード注文は登録した次の月に発送されます。)

プロダクト・リワード・クラブ:ロイヤルティ・リワード注文は1日から15日の間で日付を設定していただき、125PV以上ご注文していただけますと、無料の製品がプレゼントされます。

※現時点では個人輸入としてご購入していただいているため、他の方への販売などは禁止されております。

ステップ3 申請者情報を記入して下さい

• 申請者氏名/共同申請者 _____

• Eメールアドレス _____ @ _____

• 誕生日(西暦) _____ 年 月 日

• 郵便番号 (必ずご記入下さい) _____ - _____

• 住所 (必ず都道府県名をご記入ください) _____

• 電話番号(自宅) _____ - _____

• FAX番号 _____ - _____

• 携帯電話番号 _____ - _____

• 紹介者氏名 _____

• 紹介者ID番号 _____

• スポンサー氏名(登録者と同じならば空欄のまま) _____

• スポンサーID番号 _____

ステップ4 裏面の契約内容にご同意頂きご署名をお願いします

私は上記の登録キット及びロイヤルティ・リワード プログラムに関する代金の支払いに同意し、dōTERRAの個人プロダクトコンサルタントの登録を申請します。私はこの契約者の裏面及びdōTERRAのポリシーマニュアルに記載された契約内容を了承し、これに同意します。私は現在、いかなるdōTERRAの会員資格も有しておりません。また、もし現在会員資格を有している、あるいは過去に有していた場合でも、この登録申請がdōTERRAのポリシーに違反しない事に同意します。(この申請用紙は右記のウェブサイトからでもご利用頂けます。www.doterra.com)

申請者署名 _____ 共同申請者署名 _____ 申請日 _____ 年 月 日

クレジットカードと銀行情報が弊社のシステムに保存されますが、ご登録用紙に記入していただいたクレジットカード情報は機械によって削除させていただきます。

コミッション振込先

• 銀行名 _____

• 支店名 _____

• 銀行コード _____

• 支店番号 _____

• 口座名義 _____ ※銀行情報は必ずカタカナでご入力下さい。

• 口座番号 _____

支払い方法

- クレジットカード
 VISA
 DISCOVER
 現金払い(セミナーのみ)
 MASTER
 AMEX
 JCB

• カード番号 _____

• 有効期限(月 / 年) _____ / _____

• 照合コード _____

名義 _____ このカード情報をお客様情報として登録されますか? はい いいえ

FORM 2008-C

- 義務と代理権** 私は、ドテラ米国LLC (dōTERRA United States, LLC) (以下「ドテラ」と省略)の個人プロダクトコンサルタント (IPC=Independent Product Consultant)として以下の条項を理解する。
 - 私は、私が居住する国において法定年齢に達していなければならない。
 - 私は、本個人プロダクトコンサルタント合意書 (以下「IPC合意書」と省略)に定められた合意条件に従って、ドテラの製品とサービスを販売する権利を有する。
 - 私は、ドテラの販売組織を構築する権利を有する。
 - 私は、私のダウンロードのマーケティング組織に属する個人プロダクトコンサルタント (以下「IPC」と省略)に対しトレーニングおよび動機付けを行う。
 - 私は、すべての連邦、州、郡、地方自治体の法律、条例、規則、規定を遵守し、またそれらによって定められるとおり、必要な届出の提出と、すべての源泉徴収税あるいはその他の控除金の支払いを行う。
 - 私は、IPCとしての義務を誠実また忠実に果たす。
 - 私は、製品およびサービスの販売にあたって、ドテラから提供された販売契約書、注文書のみを使用し、かかる契約、注文の完了および処理に関しドテラによって定められたすべての方針および手続きに従う。
- ドテラの製品およびサービスの提示** 私は、ドテラの報酬プラン、製品およびサービスを、ドテラの公式資料に記載されたとおりに提示することに合意する。
- 独立契約人** 私は、ドテラのIPCとして、(ドテラの従業員、代理人、パートナー、法的代表者、あるいはフランチャイズ加盟者とは異なる)独立した契約人であることに合意する。私は、ドテラの代理として、あるいはドテラを代行して、あるいはドテラの名義において、いかなる負債、費用、あるいは義務を生じさせることも、また銀行口座を開設することも認められておらず、またそのような行為は行わない。私は、本IPC合意書、ドテラ方針マニュアル、販売報酬プラン (以下「契約書」と総称する)の定めるところに従って、ドテラのビジネスを行う際の自らのマネーおよび方法手段を管理しなければいけないことを理解している。私は、旅費交通費、食費、宿泊費、事務費、事務所費、長距離電話料金、その他の経費を含む(ただし必ずしもこれらに限定されない)私が発生させたすべての費用については自身でその支払い責任を負うことに合意する。私は、連邦税上あるいは州税上、ドテラの従業員として扱われないことを理解している。私は、ドテラは源泉徴収を行う責任はなく、ドテラが私にボーナスやコミッションを支払う際も、法律によって求められる限り、FICA (連邦保険拠出法)やいかなる税金のための源泉徴収あるいは控除も行わないことを理解し、これに合意する。私は、ドテラ、税務関係機関、そしてすべての関連規則及び規定の間で取り決められた消費税の徴収および支払いに関する合意が自らに適用されることに合意する。
- ドテラの方針** 私は、ここに本IPC合意書に組み込まれ契約の一部とみなされるドテラ方針マニュアルおよびドテラ販売報酬プランを熟読し、これらを遵守することに合意する。私は、ドテラからボーナスあるいはコミッションを受け取る資格を維持するために、常に良好な業務状態を保ち、また契約のいかなる条件にも違反してはならないことに合意する。私は、ドテラが単独の裁量において、本IPC合意書、ドテラ方針マニュアル、そしてドテラ販売報酬プランを含む契約書をいかなる時でも修正変更できることを理解し、かかる修正変更が30日の事前通知によって私にも適用されることに合意する。契約書の修正変更の通知は、会社の公式ウェブサイトを含めドテラの公式資料において発表される。私がドテラの事業を継続する場合、またドテラからボーナスあるいはコミッションを受け取る場合は、私は契約の修正変更内容すべてを承諾したものと自動的にみなされる。
- 契約期間と契約終了** 契約の有効期間とそれ以降の契約更新時はそれぞれ一年とする。私は、契約当事者の一方が他方に契約終了の意思を通知しないかぎり、本契約が毎年、本契約締結日から一年ごとに自動的に更新されると理解し、これに合意する。私は、ドテラとの契約を更新するために毎年、更新料を支払う必要があることを理解し、これに合意する。私は、ドテラが毎年、本契約更新月に私のクレジットカードに対し自動的に25米ドルを課金・請求することに合意する。ドテラは、本契約の修正変更を含め、本契約の契約条件に私が違反した場合、いかなる時でも、私のアカウントを解除す

- ことができる。私は、いかなる理由であっても私の契約が取り消し、解除された場合、IPCとしてのすべての権利を恒久的に失い、ドテラの製品やサービスを販売したり、あるいは私がそれまで有していたダウンロードの販売組織の活動から得られるコミッション、ボーナス、報酬を受け取る資格がないことを理解し、これに合意する。ドテラとの契約が取り消し、解除された場合、あるいは契約が更新されなかった場合、私は、財産権、ダウンロード組織、あるいはダウンロード組織の販売または他の活動から得られるコミッション、ボーナス、その他の報酬を含む(ただし必ずしもこれらに限定されない)すべての権利を失い、放棄することに合意する。ドテラとの契約が更新されない場合、あるいはいかなる理由であっても契約が取り消し、解除された場合、私は、直ちにドテラすべての商標、サービスマーク、著作権で保護された資料の使用を中止することに合意する。また私は、本契約の期間中、また本契約の取り消しあるいは解除後1年間は、その取り消しあるいは解除の理由に関わらず、ドテラ方針マニュアルに定めるとおり、私の現在あるいはかつてのダウンロード組織に属するいかなるドテラのIPC、あるいはドテラのIPCとして活動したことをきっかけに面識を得たいかなるドテラのIPCに対しても、勧誘、募集行為を行わないことに合意する。
- 譲渡** 私は、ドテラからの書面による事前承諾なしには、本契約が定めるいかなる権利を譲渡することも、いかなる義務を委任することもできない。ドテラは、いかなる時でも、自由に本契約を譲渡することができる。ドテラからの明確な書面による承諾なしに本契約を譲渡しようとした場合、ドテラを選択によって本契約は解除可能となり、私のドテラとの事業は打ち切りとなることもある。
- 契約違反** 私は、私が本契約の契約条件に従わなかった場合、ドテラがその単独の裁量において、方針マニュアルに定めるとおり、私に対し懲戒処分を科すことができることを理解している。本契約終了時において私に本契約の違反、不履行があった場合、私は、ボーナスあるいはコミッションの対象となる販売活動がすでに完了していたか否かに関わらず、かかるボーナスあるいはコミッションを受け取る資格を失うことに合意する。製品やサービスの代金を支払い期限までに支払わなかったり、返品された製品に対して支払われたコミッションやボーナスなどドテラに対して負債を有する場合はいかなるものでも、私は、ドテラに、私のボーナスあるいはコミッションから当該金額を差し引き、留保すること、あるいは私のクレジットカード、またはドテラに私が登録した他の銀行口座に当該金額を課金・請求することを認める。
- 責任の限定と補償** ドテラ、ドテラのメンバー、マネージャー、ディレクター、役員、株主、従業員、譲受人、代理人 (以下「アフィリエイト」と総称)は、特別、間接的、付帯的、結果的、懲罰的、懲戒的損害に対して責任を負わない。ドテラが本契約に違反した場合、私がドテラに対し請求することのできる損害額の上限は、私が個人的にドテラから購入し未販売のまま残っている在庫の金額に制限される。私は、私が独立して行うドテラ事業の促進、運営活動、あるいはこれに関連するあらゆる活動(ドテラ製品あるいは販売報酬プランの提示、自動車運転、会議室やトレーニング施設の賃借、無許諾の申し立て、連邦、州、地方自治体の法律や規制などに違反することなどを含むが必ずしもこれらに限定されない)から生じる、あるいはこれらに関連して生じるすべての責任、損害、罰金、処罰、あるいはその他の裁定、和解からドテラ及びそのアフィリエイトを免責し、保護することに合意する。
- 完全契約** 本IPC合意書、販売報酬プラン、方針マニュアルは、その現在の内容をもって、あるいはドテラの裁量において修正変更された場合はその内容をもって、総合してドテラと私との間の完全な合意および契約を構成する。本IPC合意書および契約に明確に記載されていない約束、提示、申し出、その他のコミュニケーションはいかなるものも一切効力を持たない。本IPC合意書と方針マニュアル (現在の内容、また修正変更があった場合は修正変更された内容において)の間に整合性が欠ける場合については、方針マニュアルの規定に準拠することとする。
- 権利放棄と分離** 私が本契約に違反し、ドテラがこれに対する権利を放棄する場合は、書面により、また権限を有するドテラの役員の署名をもって権利放棄が行わなければならない。ドテラによる権利放棄は、その後の契約違反にあたって、自動的に適用されるものでも、ドテラが同様に権利放棄を行うと解釈されるものでもない。契約の規定に無効あるいは法的強制力がないものがある場合、その規定に法的強制力を生じさせるに必要な程度にのみ当該規定の修正変更を行い、契約の残りの部分は有効に存続することとする。

- 契約の存続** 本IPC合意書の第8項、第9項、第10項、第12項、第13項、第16項、及び方針マニュアルにさらに詳細に記載されているドテラの企業秘密、極秘情報、知的財産、その他の専有物を保護するための誓約は、本契約終了後もその効力が存続する。
- 紛争の解決** 本IPC合意書および契約、あるいはこれらの違反から生ずる、あるいはこれらに関連して生ずる紛争、申し立て、疑義、意見の相違があった場合、その関係当事者は、紛争、申し立て、疑義、意見の相違を解消するために最善の努力を払うこととする。この趣旨にのっとり、関係当事者は誠意をもって相互に相談、協議を行い、また相互の利益を認識し、双方が納得できる公正、公平な解決策に達することができるよう努力することとする。関係当事者間で60日以内に、そのような解決策に達することができない場合は、どちらか一方から他方に対する通知をもって、すべての紛争、申し立て、疑義、意見の相違は、商事仲裁規則 (Commercial Arbitration Rules)の規定に従い、米国仲裁協会 (American Arbitration Association)の管理のもとアメリカ合衆国ユタ州プロボ市において行われる調停によって最終的に解決されることとする。調停人によって下された裁定は、同地において管轄権を有する裁判所に登録される。調停を行う旨の合意は、契約の終了、期限満了の後もその効力が存続するものとする。しかし調停に関わる合意は、調停、その他の法的手続きの申請前、申請中、申請後、あるいは調停、その他の法的手続きに関連する決定または裁定が下されるのを待つか、ドテラが、ドテラの利益を保護するために、管轄権を有する裁判所に対し、差し押さえ令状、一時的差し止め命令、仮差止め命令、終局的差し止め命令、あるいはその他の救済手段を申請、取得するのを妨げるものではない。
- 準拠法** 関係当事者は、公平な救済手段を求め、また調停人による裁定あるいは調停の対象となっていないその他の事項の執行を目的として、ユタ州、ソルトレーク郡の連邦裁判所あるいは同州ユタ郡の州立裁判所における独占的裁判権に合意することとする。申立人が居住する州の法律が、調停および訴訟に関し合意管轄を禁じている場合、裁判管轄に関する事柄については当該州の法律に準拠することとする。私は、いかなる時効が認められていても、契約に関するドテラが行った、不作為を理由にドテラに対し申し立て、訴訟を行う場合は、その申し立て、訴訟の原因となる行為、不作為があった日から一年以内に、これを行わなければならないことに合意する。認められた期間内に申し立て、訴訟を行わなかった場合は、かかる行為、不作為を理由としたドテラに対するすべての申し立ては認められないこととする。私は、その他いかなる時効を適用する申し立てについてもこれらすべてを放棄する。
- 名称及び肖像の使用** 私は、ドテラが、広告宣伝資料に私の氏名、写真、体験談、似顔絵を使用することを許可し、かかる使用に対し、いかなる報酬も求めないこととする。
- 電子的通信手段** 私は、ドテラおよびそのアフィリエイトが、本IPC合意書に記載された電子メールアドレスまたはファックス番号を用い、電子メールまたはファックスで私に通信することを認める。私は、かかる電子メールには、ドテラ製品の販売と購入、セールスイド、サービスに関するオファーや勧誘が含まれていることを理解している。
- 合意書原本** 本IPC合意書のファックス送信による写しは、本IPC合意書の原本とみなされる。その有効性を確立するには、ファックス送信によりドテラに提出された写しには書類の表と裏両面が含まれていなければならない。
- 情報の保護** 私は、ドテラが、ドテラ製品の販売および流通を管理し、またIPCの販売組織における販売活動に関する報告書をIPCに提供する目的においてのみ、本申込書・合意書に含まれる個人情報情報を処理し、かかる個人情報情報を本IPCアカウントの将来の販売活動に関わる情報とともに、ドテラの世界各地の子会社、関連会社、また同じ販売組織あるいは流通網に属する他のIPCに転送することを認める。私は、かかる情報の転送が、プライバシーの法的保護について私の本国と同程度の水準を有さない国に対して行われ得ることも理解している。私は、受け取った販売報告書に他のIPCの個人情報が含まれている場合、かかる情報を私の販売組織の管理、構築の目的以外には使用しないこと、また法律で求められない限り、契約が終了した段階で直ちにかかる個人情報を私のファイルから削除することに合意する。関係当事者は、契約が終了した後も本義務が存続することに合意することとする。